

5 医安第 5 1 3 号
令和 5 年 5 月 1 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴う対応方針について (通知)

このことについて、令和 5 年 4 月 2 1 日付け 5 感対第 1 0 5 2 号で本県感染症対策局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴団体職員への周知に御配慮いただきますようお願いいたします。

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)

052-954-6305 (タ`ヤルイン)

052-954-6344 (タ`ヤルイン)

052-954-6304 (タ`ヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生等の状況に応じた学修機会の確保等についてお知らせします。

事務連絡
令和5年4月25日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所等の運営等については、別添1のとおり令和2年2月28日、令和2年6月1日、令和3年5月14日及び令和4年4月14日付事務連絡（以下「前事務連絡等」という。）により、その取扱いを周知しており、これに基づきご対応いただいているものと承知しております。令和5年1月27日付「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」で、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置づけられることになりましたので、実習施設における感染状況を踏まえながら、学生等の実習機会の確保に鑑み、実習施設における実習が実施できるようよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、引き続き実習施設の確保が困難な状況が想定される場合には、前事務連絡等と同様の対応として差し支えありません。

また、前事務連絡等に関連して、特に実習施設におけるワクチン接種やPCR検査等の取扱いについても別添1のとおり令和4年4月14日付事務連絡により、学校養成所等の実習施設となり得る医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、福祉施設及び保健所等（以下「医療機関等」という。）に対して、ワクチン接種やPCR検査等を実習の受入れの必須要件としないよう再度周知するとともに、関係者の理解と協力を得られるようご協力をお願いすることに加え、これと同様に学校養成所等において入学の必須要件としないよう併せて学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。

本事務連絡は、各国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等及び医療機関等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、各市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
（内線：2003（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課
（医師・歯科医師）（内線：3306（医学教育係））
（薬剤師）（内線：3326（薬学教育係））
（保健師・助産師・看護師）（内線：2508（看護教育係））
（その他の職種）※（内線：2508（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、社会福祉士・介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局
（保健師・助産師・看護師・准看護師）（内線：2594（看護課））
（救急救命士）（内線：2550（地域医療計画課））
（歯科衛生士・歯科技工士）（内線：4141（歯科保健課））
（その他の職種）（内線：2568（医事課））

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線：2972 (健康課))

厚生労働省医薬・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線：2492 (生活衛生・食品安全企画課))

(理容師・美容師) (内線：2437 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線：2845 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線：3064 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線：3113 (精神・障害保健課))

別添 1

新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生等の状況に応じた学修機会の確保等についてお知らせします。

事務連絡
令和4年4月14日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所等の運営等については、別添1のとおり令和2年2月28日、令和2年6月1日及び令和3年5月14日付事務連絡（以下「前事務連絡等」という。）により、その取扱いを周知しており、これに基づきご対応いただいているものと承知しておりますが、本年1月以降の新型コロナウイルス感染症の罹患者の急拡大の状況に鑑みると、今後も急速な感染拡大により、実習施設の確保が困難になることが想定されることから、基本的には本年4月以降も前事務連絡等と同様の対応とします。

前事務連絡等では、新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じた場合、代わり得る学修の実施により必要な単位等を履修して卒業（修了）した者は、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められることを示しています。本事務連絡の内容を学生等にも周知の上、学生等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等であつ

ても、実習時期の変更や学内実習に代える等、教育を受ける機会を最大限確保していただくよう、国公私立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、学校養成所等に周知徹底をお願いいたします。

また、前事務連絡等に関連して、特に実習施設におけるワクチン接種やPCR検査等の取扱いについても別添2のとおり厚生労働省より令和3年6月10日付事務連絡により、その取扱いを周知しているところですが、学校養成所等の実習施設となり得る医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、福祉施設及び保健所等（以下「医療機関等」という。）に対して、ワクチン接種やPCR検査等を実習の受入れの必須要件としないよう再度周知するとともに、関係者の理解と協力を得られるようご協力をお願いします。

本事務連絡は、国公私立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等及び医療機関等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
（内線：2003（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課
（医師・歯科医師）（内線：3306（医学教育係））
（薬剤師）（内線：3326（薬学教育係））
（保健師・助産師・看護師）（内線：2906（看護教育係））
（その他の職種）※（内線：3326（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、社会福祉士・介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局
（保健師・助産師・看護師・准看護師）（内線：2594（看護課））
（救急救命士）（内線：2550（地域医療計画課））

(歯科衛生士・歯科技工士) (内線：4 1 4 1 (歯科保健課))

(その他の職種) (内線：2 5 6 8 (医事課))

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線：2 9 7 2 (健康課))

厚生労働省医薬・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線：2 4 9 2 (生活衛生・食品安全企画課))

(理容師・美容師) (内線：2 4 3 7 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線：2 8 4 5 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線：3 0 6 4 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線：3 1 1 3 (精神・障害保健課))

新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生等の状況に応じた学修機会の確保等についてお知らせします。

事務連絡
令和3年5月14日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所等の運営等については、別添の通り令和2年6月1日付事務連絡により、その取扱いを周知しているところですが、今年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の確保が困難であることが想定されることから、基本的には同様の対応としますので、引き続き適切に御対応くださいますようお願いいたします。

令和2年6月1日付け事務連絡においては、いくつかの事例を紹介したところではありますが、追加の事例を今後も文部科学省ホームページで紹介していく予定です。

また、ワクチン接種やPCR検査等について、実習施設側に対し、学校養成所等としての感染防護の取組状況や、学校養成所等側が行っている学内外での感染対策や実習前後での学生等への感染管理教育の内容等を説明し、検査等が実習の受入れの必須要件にならないよう、受入れ機関との対話を積極的に行うよう努めてください。

仮に、医療関係職種の実習を行う際に、病院等の実習施設から学生等の受入れに当たって新型コロナウイルス感染症向けのワクチン接種を求められた場合において、早期の接種が必要と判断される場合には、学校養成所等におかれては、可能な限り実習施設となっている病院での接種を受けられるよう調整してください。その際、ワクチン接種は、あくまで任意のものであるので、学生等に強制することのないよう実習先に説明し理解を求めてください。

本事務連絡は、国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
（内線：2003（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課
（医師・歯科医師）（内線：3306（医学教育係））
（薬剤師）（内線：3326（薬学教育係））
（保健師・助産師・看護師）（内線：2906（看護教育係））
（その他の職種）※（内線：3326（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、社会福祉士・介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局

(保健師・助産師・看護師・准看護師) (内線：2594 (看護課))

(救急救命士) (内線：2550 (地域医療計画課))

(歯科衛生士・歯科技工士) (内線：4141 (歯科保健課))

(その他の職種) (内線：2568 (医事課))

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線：2972 (健康課))

厚生労働省医薬・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線：2492 (生活衛生・食品安全企画課))

(理容師・美容師) (内線：2437 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線：2845 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線：3064 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線：3113 (精神・障害保健課))

新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生等の状況に応じた学修機会の確保等についてお知らせします。

事務連絡
令和2年6月1日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所の運営等については、令和2年2月28日付事務連絡により、その取扱いを周知しているところです。他方、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく全都道府県に対する緊急事態宣言は5月14日以降順次解除され、学校養成所等でも授業等を再開される動きがあるところではありますが、引き続き慎重な対応を図っていくことが必要との観点から、学校養成所等における実習等の弾力的な運用の趣旨を改めて通知するとともに、学校再開の際にも十分に感染予防に留意しつつ進めるべきことをはじめとして、下記のとおり学校養成所等の運営等に関する

る留意事項をお知らせすることとしました。

つきましては、国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

また、今後、各学校養成所等で行われている事例については、把握でき次第、随時紹介を行ってまいります。

なお、看護師等養成所における実習に関する追加の取扱いについては、別途、厚生労働省からお知らせいたします。

【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

記

1. 学校養成所等の運営に係る取扱い

- (1) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

- (3) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。その際、学校養成所等は学生等に対し、代替的な学修の趣旨や狙い、到達目標等について十分に説明するよう留意願いたいこと。

- (4) 上記(3)の取扱いについては、当面の間、医療関係職種等の国家資格の養成施設として指定する規則に示された実習内容の変更に関する承認申請・届出は不要であるが、今後、実施結果について改めて調査を行うことがあり得るので、しっかりと整理されること。

なお、看護師等養成所における取扱いについては、別途、厚生労働省からお知らせいたします。

- (5) 今後、現在の状況が続くことも想定されることも踏まえ、学校養成所等においては、各資格の本旨に鑑み、可能な限り必要な科目（課目・教育内容）が受講できるよう実習や講義の実施方法を工夫されること。例えば、実習を行うに際しては、受講人数を分散させる、受講会場には一度に入れる人数を当該会場の規模に応じた適切な人数のみに絞るなど、感染リスクに配慮すること。

2. 受験資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生等は、他の学生等より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間（実習が中止の場合、当該学校養成所等において実習に替わり得る学修として各学校養成所等で配当した単位もしくは時間を含む）を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間（実習が中止の場合、当該学校養成所等において実習に替わり得る学修として各学校養成所等で配当した単位もしくは時間を含む）を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いは、学校養成所等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、学校養成所等にあつては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

3. 学校養成所等におけるICTを活用した遠隔授業等について

遠隔授業の活用や授業の弾力的な取扱い等については、「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（令和2年3月24日付元文科高第1259号）等、「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」（令和2年5月22日付事務連絡）等及び「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」（令和2年5月1日付事務連絡）等において示されており、学校養成所等においてもこれらを参考にされ、実施に際しては御留意いただきたいこと。

4. 実習等に関する各学校養成所等での実践事例等

既にいくつかの学校養成所等においては、以下のような取組が行われている、もしくは実施が予定されている。各学校養成所等で実施に向けた環境や課題が異なることは十分に考えられるが、適宜参照の上、対応いただきたいこと。

- (1) 三密を避けた状態での、シミュレーターを用いての基本手技の実習。
- (2) オンラインによる模擬実習（カンファランス、ミニ講義、手術や手技のビデオ供覧と解説、試問、レポート提出）。
- (3) オンラインによる臨床推論能力の養成を目的とする授業。
- (4) 研究棟や講義棟での電子カルテを用いた症例検討や動画視聴、シミュレーターによる技能学習（人数制限並びに部屋の換気等感染防止措置を実施。）。
- (5) 実習の臨床実習予習ノートを用いたe-Learningによる在宅学習（各実習の指導教員がメールでの質問へ回答）。
- (6) 事例データベースを作成し、事例データベースを基に、学内においてシミュレーション教育を実施。
- (7) 臨床実習指導者参加型遠隔指導システムを活用し、書面や動画を含めて臨床推論指導を実施。
- (8) 実習先講師を招聘し、実習先での状況や実習を行った時の対応など、通常より現場に近い授業演習を実施。
- (9) 臨地（病室、在宅、居室）と大学をオンライン接続し、以下の内容の学内実習を行う。
 - ・臨床実習への協力の同意を得た患者にオンラインで聴取する。
 - ・指導教員が収集した患者の日々の様子の映像情報を用いて、計画を策定する。
 - ・リアルタイムの患者の状況を確認・評価しながら、日々の計画を策定する。
 - ・学生が役割分担するなどにより、学内でのロールプレイを通じて技術を修得する。

5. 福祉系高校における教員の研修について

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準第1項第二号に掲げる研修について、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度実施する研修の受入施設の確保が困難な場合等には、次年度において研修環境が整い次第、速やかに受講することも考えられること。

6. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の医療関係職種等の国家試験の受験資格及び学校養成所等の運営等に適用すること。

- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 歯科技工士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 調理師
- ・ 製菓衛生師
- ・ 理容師
- ・ 美容師
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 公認心理師

なお、医師、歯科医師及び薬剤師の国家試験の受験資格については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、それぞれ、医学、歯学又は薬学の正規の課程（薬学にあつては学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。以下「6年制課程」という。）を修めて卒業した者に与えられるところであるが、大学の単位の認定等の弾力化に係る取扱いについては「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」

(令和 2 年 3 月 24 日付元文科高第 1259 号) において示されており、これらに沿った運用がなされた正規の課程を卒業した者については、従来どおり、それぞれ、医師、歯科医師又は薬剤師の国家試験の受験資格が認められること。

また、薬剤師法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 134 号) 附則第 3 条の規定に基づく受験資格の認定に当たっては、通知等において示されている取扱いに沿った運用により薬学の正規の課程を卒業した者、大学院の修士又は博士の課程を修了した者及び薬学実務実習を履修した大学において 6 年制課程に必要な科目の単位を修得した者については、薬剤師法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令(平成 16 年厚生労働省令第 173 号) 第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのそれぞれ該当する要件を満たすものとして取り扱われること。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111 (代表)

厚生労働省 03-5253-1111 (代表)

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付産業教育振興室
(内線: 2383 (助成係))

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
(内線: 2003 (指導係))

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課
(医師・歯科医師) (内線: 3306 (医学教育係))
(薬剤師) (内線: 3326 (薬学教育係))
(保健師・助産師・看護師) (内線: 2906 (看護教育係))
(その他の職種) ※ (内線: 3326 (医療技術係))

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局
(保健師・助産師・看護師・准看護師) (内線: 2594 (看護課))
(救急救命士) (内線: 2550 (地域医療計画課))
(歯科衛生士・歯科技工士) (内線: 4107 (歯科保健課))
(その他の職種) (内線: 2568 (医事課))

厚生労働省健康局
(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線: 2972 (健康課))
厚生労働省医薬・生活衛生局
(製菓衛生師) (内線: 2492 (生活衛生・食品安全企画課))
(理容師・美容師) (内線: 2437 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局
(社会福祉士・介護福祉士) (内線: 2845 (福祉基盤課))
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
(精神保健福祉士) (内線: 3064 (精神・障害保健課))
(公認心理師) (内線: 3113 (精神・障害保健課))

参 考

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 28 日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所
及び養成施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所の運営等について、下記のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

記

1. 学校養成所等の運営に係る取扱い

- (1) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

- (3) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

2. 受験資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生等は、他の学生等より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いは、学校養成所等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、学校養成所等にあつては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

3. 福祉系高校における教員の研修について

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準第1項第二号に掲げる研修について、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度実施する研修の受入施設の確保が困難な場合等には、次年度において研修環境が整い次第、速やかに受講することも考えられること。

4. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の医療関係職種等の国家試験の受験資格及び学校養成所等の運営等に適用すること。

- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 歯科技工士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 調理師
- ・ 製菓衛生師
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 公認心理師

なお、医師、歯科医師及び薬剤師の国家試験の受験資格については、学校教育法（昭和

22 年法律第 26 号) に基づく大学において、それぞれ、医学、歯学又は薬学の正規の課程（薬学にあつては学校教育法第 87 条第 2 項に規定するものに限る。以下「6 年制課程」という。）を修めて卒業した者に与えられるところであるが、大学の単位の認定等の弾力化に係る取扱いについては事務連絡（「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡））において示されており、これらに沿った運用がなされた正規の課程を卒業した者については、従来どおり、それぞれ、医師、歯科医師又は薬剤師の国家試験の受験資格が認められること。

また、薬剤師法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 134 号）附則第 3 条の規定に基づく受験資格の認定に当たっては、通知等において示されている取扱いに沿った運用により薬学の正規の課程を卒業した者、大学院の修士又は博士の課程を修了した者及び薬学実務実習を履修した大学において 6 年制課程に必要な科目の単位を修得した者については、薬剤師法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 173 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのそれぞれ該当する要件を満たすものとして取り扱われること。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

（内線：2003（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課

（保健師・助産師・看護師）（内線：2906（看護教育係））

（その他の職種）※（内線：3326（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局

（保健師・助産師・看護師・准看護師）（内線：2594（看護課））

（救急救命士）（内線：2550（地域医療計画課））

（歯科衛生士・歯科技工士）（内線：4107（歯科保健課））

（その他の職種）（内線：2568（医事課））

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師)	(内線：2972 (健康課))
厚生労働省医薬・生活衛生局	
(製菓衛生師)	(内線：2972 (生活衛生・食品安全企画課))
厚生労働省社会・援護局	
(社会福祉士・介護福祉士)	(内線：2845 (福祉基盤課))
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	
(精神保健福祉士)	(内線：3064 (精神・障害保健課))
(公認心理師)	

別添 2

事務連絡
令和3年6月10日

各 { 都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部 } 御中

厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 医療関係職種等の養成所等の実習施設への周知事項等について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所等の運営等に関する留意事項について、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年2月28日、令和2年6月1日、令和3年5月14日付事務連絡）により、各医療関係職種等の学校養成所等を所管する都道府県教育委員会、都道府県、地方厚生（支）局等宛てにその取扱いを周知しているところです。

当該事務連絡に関連して、特に実習施設におけるワクチン接種やPCR検査等の取扱いについて、実習施設側への周知も行う趣旨で本事務連絡を発出いたします。各医療関係職種等の養成所及び養成施設（以下「養成所等」という。）の実習施設となり得る医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、福祉施設、保健所等（以下「医療機関等」という。）を所管する都道府県衛生・医務主管部局におかれましては、本事務連絡の内容についてご了知いただくとともに、貴管内の医療機関等に対して周知をお願いいたします。

また、各医療関係職種等の養成所等を所管する都道府県衛生・医務主管部局、都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局、都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局及び地方厚生（支）局健康福祉部（以下「各医療関係職種等の養成所等の所管部局」という。）に

おかれましても、本事務連絡の内容についてご了知いただくようお願いいたします。

記

1. 実習施設に係るワクチン接種やPCR検査等の取扱いに係る周知について

各医療関係職種等の学校養成所等における実習に係るワクチン接種やPCR検査等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和3年5月14日付事務連絡）において、以下のとおり学校養成所等側への周知を行っているところです。

（令和3年5月14日付け事務連絡より抜粋）

ワクチン接種やPCR検査等について、実習施設側に対し、学校養成所等としての感染防護の取組状況や、学校養成所等側が行っている学内外での感染対策や実習前後での学生等への感染管理教育の内容等を説明し、検査等が実習の受入れの必須要件にならないよう、受入れ機関との対話を積極的に行うよう努めてください。

仮に、医療関係職種の実習を行う際に、病院等の実習施設から学生等の受入れに当たって新型コロナウイルス感染症向けのワクチン接種を求められた場合において、早期の接種が必要と判断される場合には、学校養成所等におかれては、可能な限り実習施設となっている病院での接種を受けられるよう調整してください。その際、ワクチン接種は、あくまで任意のものであるので、学生等に強制することのないよう実習先に説明し理解を求めてください。

この取扱いについては、実習施設側の理解と協力が不可欠であることから、各医療関係職種等の養成所等の実習施設となり得る医療機関等を所管する都道府県衛生・医務主管部局におかれましては、貴管下の医療機関等に対して、以下の内容を周知いただくようお願いいたします。

- 実習施設においては、ワクチン接種やPCR検査等について、養成所等としての感染防護の取組状況や、養成所等側が行っている学内外での感染対策や実習前後での学生等への感染管理教育の内容等をご理解の上、検査等を実習の受入れの必須要件としないようご協力ください。
- 実習施設においては、仮に、学生等の受入れに当たって新型コロナウイルス感染症向けのワクチン接種を求める場合において、早期の接種が必要と判断される場合には、可能な限り実習施設となっている病院での接種を行うことができるよう調整してくだ

さい。その際、ワクチン接種は、あくまで任意のものであるので、学生等に強制することのないようご理解をお願いいたします。

また、各医療関係職種等の養成所等の所管部局におかれましても、上記の周知事項についてご了知いただくようお願いいたします。

2. 実習施設における PCR 検査に対する支援

各地方公共団体におかれては、上記 1 の取扱いを周知してもなお、実習施設側が学生等の受入れに当たって PCR 検査の実施を求める場合については、学生等への PCR 検査実施に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することも可能であるため、各地方公共団体における臨時交付金の実施計画策定の参考としてください。

【各医療関係職種等の養成所等の担当】

厚生労働省 03-5253-1111 (代表)

厚生労働省医政局

(保健師・助産師・看護師・准看護師) (内線：2594 (看護課))

(救急救命士) (内線：2550 (地域医療計画課))

(歯科衛生士・歯科技工士) (内線：4141 (歯科保健課))

(その他の職種) (内線：2568 (医事課))

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線：2972 (健康課))

厚生労働省医薬・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線：2492 (生活衛生・食品安全企画課))

(理容師・美容師) (内線：2437 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線：2845 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線：3064 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線：3113 (精神・障害保健課))

2023年4月21日（金）
（とりまとめ）
愛知県感染症対策局感染症対策課
感染症対策調整グループ
担当 丹羽、篠崎
内線 5191、5948
ダイヤルイン 052 - 954 - 7466

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う 愛知県の対応方針について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、2023年5月8日（月）から、5類感染症に移行される予定であり、それに伴う各種措置について、3月10日（金）に国から方針が示され、その後、具体的な取り扱いについて、順次示されてきているところです。

愛知県においては、これまで感染症対策として、様々な事業を実施してきましたが、今回の国の方針等を受け、5月8日（月）以降の事業の見直しを行いますので、お知らせします。

主な変更点は、以下のとおりです。

主な変更点

事 項		2023年 5月7日（日）まで	2023年 5月8日（月）から
相 談 体 制	相談体制の確保	①愛知県健康フォローアップセンター （受診・相談窓口、 ワクチン関連相談窓口） ②県民相談総合窓口 （コールセンター）	①継続 ②終了 （既存の窓口で対応）
医 療 提 供 体 制	外来 診療・検査 医療機関	県内 2,272 機関 （4月現在）	対応する医療機関を順次拡大 （幅広い医療機関が対応する 体制へと移行） ※名称を「外来対応医療機関」に変更
	入院 入院 医療機関	県内 93 機関 最大確保病床数 2,440 床 （4月現在）	対応する医療機関を順次拡大 （全病院で対応することを目指す）

事 項		2023 年 5 月 7 日（日）まで	2023 年 5 月 8 日（月）から
医療費 (外来・入院)	公費負担	自己負担分を公費で負担 (自己負担なし)	自己負担分の公費による負担は 終了（一部自己負担が発生） ※1 新型コロナ治療薬は自己負 担分の公費負担を継続 (9月末まで) ※2 入院については、高額療養費 の自己負担限度額から最大 2万円を公費負担 (9月末まで)
検査体制	無料検査	PCR検査・抗原検査の 無料実施（県内約 610 か所）	終了
	施設職員への検査 (定期)	高齢者施設等への定期検査 (県内約 7,400 施設)	継続
自宅療養・ 宿泊療養支援	・配食サービス ・パルスオキシメーター の貸出 ・宿泊療養施設	利用希望者へ 各事業を実施	終了
調査・統計	モニタリング (流行状況)	全数把握	定点報告（県内 195 か所） ※前週（月曜日～日曜日）分を 木曜日に発表（予定）
ワクチン接種	公費負担	全額公費による負担 (自己負担なし)	継続 (2024 年 3 月末まで)
その他	感染防止対策の お願い	国の基本的対処方針に基づく 県民・事業者への要請	終了 (感染状況等により適宜呼び掛けを実施)

※詳細については、別添資料を御覧ください。

○ 5 類移行に伴う主な事業に係る対応

別 添

事 項		愛 知 県 の 施 策 内 容		
		5 類移行前 (～ 5 / 7)	5 類移行後 (5 / 8 ～)	
相 談 体 制	相談体制の確保	①愛知県健康フォローアップセンター ・受診・相談窓口 ・ワクチン関連相談窓口 ・自宅・宿泊療養サービスの申込受付 (配食サービス、パルスオキシメーター貸出、宿泊療養) ②新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」 (コールセンター) ③保健所設置市への財政支援 (受診・相談窓口、フォローアップセンター等)	①継続 ・受診・相談窓口：9月末まで ※以降は感染拡大状況を鑑みて国が方針を検討 ・ワクチン関連相談窓口：当面2024年3月末まで ・自宅・宿泊療養サービスの申込受付 :終了(国補助金の終了) ・入院調整(医療機関間の調整が整わない場合) :9月末まで(外部委託等により実施) ②終了(愛知県県民相談・情報センター等の既存の窓口で対応) ③受診・相談窓口のみ継続(9月末まで)	
	心のケア	S N S 相談等の実施	継続	
医 療 提 供 体 制	外 来	診療・検査医療機関	2, 2 7 2 医療機関を指定(2023年4月現在)	継続 対応する医療機関を順次拡大(幅広い医療機関が対応する体制へと移行) ※名称を「外来対応医療機関」に変更
		【県独自事業】 長期休日の診療体制の確保	G W ・お盆・年末年始に臨時に開業する医療機関・薬局への財政支援 医療機関150～200千円/日 薬局30～50千円/日	今後の感染状況等により対応検討 ※GW実施予定なし(医療提供体制がひっ迫していないため)
		医療資機材の整備	医療設備等の整備に対する診療・検査医療機関への財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡により検討
			医療設備等の整備に対する救急・周産期・小児医療機関への財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡により検討
		コロナ治療薬提供体制の確保	治療薬を使用する医療機関の申請受付・登録	・経口治療薬については、一般流通になるため終了 ・中和抗体薬については、継続
	入 院	入院医療機関	9 3 医療機関を指定(2023年4月現在) 〈確保病床数〉フェーズ1:1,106床、フェーズ2:1,590床 緊急フェーズⅠ:1,846床、緊急フェーズⅡ:2,440床	継続 対応する医療機関を順次拡大(全病院で対応することを目指す)
		病床確保(空床確保料)	病床確保への財政支援 16千円(一般病床)～436千円(ICU)/1日1床 (休止病床の補助上限数:2～4床)	継続(9月末まで:10月以降は病床確保の要請をしないことを想定) 16千円(一般病床)～218千円(ICU)/1日1床 (休止病床の補助上限数:1～2床)
		【県独自事業】 病床確保(転院・分娩対応)	確保病床を有しない医療機関における確保病床からの転院受入、妊婦の分娩対応に対する財政支援 ①転院 30千円/1日1人 ②分娩 500千円/分娩・入院	①終了(幅広い医療機関で対応していくため) ②継続(300千円/分娩):9月末まで
		【県独自事業】 医療従事者の処遇改善 (愛知県医療従事者応援金)	医療従事者の処遇改善を推進するため、コロナ患者を受け入れた入院医療機関に対して応援金を交付 ※保健所設置市は1/3市負担 ネーザルハイフロー100千円、重症(人工呼吸器等)300千円、重症(ECMO)1,000千円	終了 (事業目的を達成)
			広く募集した寄附を基金に積み立て、医療従事者の処遇改善を推進するための応援金に上乗せ交付	終了 (事業目的を達成)
	コロナ病床を確保するため、回復患者を受け入れた入院医療機関に対して応援金を交付 患者1人当たり100千円	終了 (事業目的を達成)		

事 項			愛 知 県 の 施 策 内 容		
			5 類移行前（～5 / 7）	5 類移行後（5 / 8～）	
医 療 提 供 体 制	入 院	医療資機材の整備	設備整備に対する入院医療機関への財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	
			施設整備に対する入院医療機関への財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	
			高度医療向け設備整備に対する重点医療機関等への財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	
		入院調整	平日・土日祝(8:45～17:30)：保健所 時間外(17:30～8:45)：本庁（感染症対策局）	原則、9月末までに医療機関間の調整へ移行 （円滑な移行を図るため9月末までは外部委託等により支援を継続） ※医療機関間の調整は10月から本格的に移行予定	
		入院待機ステーション	必要に応じ設置	終了 （臨時の医療施設は基本的に廃止とされたため）	
	その他	医療体制緊急確保チーム派遣	クラスター発生施設等への医療体制緊急確保チームの派遣に対する財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	
		看護職員クラスター派遣	クラスター発生施設等への看護職員の派遣に対する財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	
		【県独自事業（一部）】 医療搬送体制の確保	県新型コロナウイルス感染症調整本部に患者搬送コーディネーターを配置 【県独自事業】民間精神科病院入院患者が新型コロナウイルスに感染した場合、精神科医等が同伴し総合病院等に安全に搬送	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討 終了 （民間精神科病院において対応可能となるため）	
		医療機関継続・再開支援	新型コロナウイルス感染症対応により厳しい診療状況となっている医療機関へ医師等を派遣する医療機関に対する財政支援	今後の国の動向により検討	
		【県独自事業】 医療法人に対する経営支援	①第2次救急医療を担う病院を運営する医療法人に対する無利子・無担保の貸付 貸付限度額5億円 ②貸付を行った医療法人に対する経営改善状況のモニタリング及び助言	①終了（事業目的を達成） ②継続	
	医 療 費	外 来	公費負担（外来医療費）	自己負担分を公費で負担（自己負担なし）	自己負担分の公費負担は終了（一部自己負担が発生） ※新型コロナ治療薬については、自己負担分の公費負担は継続（9月末まで）
			公費負担（行政検査費）	全額公費による負担（自己負担なし）	終了 （国補助金の終了）
入 院		公費負担（入院医療費）	自己負担分を公費で負担（自己負担なし）	自己負担分の公費負担は終了（一部自己負担が発生） ※高額療養費の自己負担限度額から最大2万円を公費負担（9月末まで） ※新型コロナ治療薬については、自己負担分の公費負担は継続（9月末まで）	
検 査 体 制		無料検査	①PCR検査・抗原検査の無料実施（県内約610か所） ②抗原検査臨時無料検査所の設置	①終了（事業目的を達成） ②終了（事業目的を達成）	
		施設職員への検査 （定期）	高齢者施設等への定期検査（県内約7,400施設）	継続（当面6月末まで）	
		施設職員、利用者への検査 （感染発生時）	高齢者施設、障害者施設等における感染者発生時のPCR検査	継続	
		分娩前ウイルス検査	不安を抱える妊婦の分娩前ウイルス検査に対する財政支援	今後の国の動向により検討	
		抗原検査キットの確保	抗原検査キットの調達・確保	今後の国の動向により検討	
		検査資機材の整備	検査機器の整備に対する医療機関・検査機関への財政支援	今後の国の動向により検討	

事 項		愛 知 県 の 施 策 内 容		
		5 類移行前（～5 / 7）	5 類移行後（5 / 8～）	
自宅療養・ 宿泊療養支援	【県独自事業】 自宅療養者への医療提供	自宅療養者への往診・電話診療等を行う医療機関・訪問看護ステーション等の医療提供体制の整備 往診50千円/回 外来診療30千円/回 訪問看護1千円/回 等	高齢者施設等への往診については継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	
	受診・入院搬送	自宅療養者等の受診・入院の搬送 (受診用：11台、入院用：4台を確保)	透析患者等の搬送については継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	
	配食サービス	自宅療養期間に応じ、食事を提供	終了 (外出自粛要請がなくなるため)	
	パルスオキシメーターの貸出	希望者へパルスオキシメーターを貸出し	終了 (外出自粛要請がなくなるため)	
	宿泊療養施設	5施設：1,084室を確保	終了 (外出自粛要請がなくなるため)	
調 査 ・ 統 計	疫学調査	患者へのヒアリング、濃厚接触者の特定・健康状態の調査等	終了 (発生届が廃止されるため)	
	モニタリング	モニタリング（流行状況）	全数把握	定点報告（県内195か所） 〈実施方法〉 県：前週の月曜日～日曜日分を火曜日までに国へ報告 国：火曜日までの報告を基に、金曜日に公表 ※県の記者発表については、毎週木曜日（国公表の前日）に発表する方向で検討中
		モニタリング（入院者数・重症者数）	G M I S（医療機関等情報支援システム）、積極的疫学調査による把握	・具体的なモニタリング（入院者数・重症者数）の内容は国の方針に合わせて対応 ・G M I Sについては、国において入力の手簡略化を検討中 ・積極的疫学調査は廃止され、定点把握へ移行
	サーベイランス	P C R 検査・ゲノム解析	濃厚接触者等の検体についてP C R 検査・ゲノム解析を実施し、感染状況を監視	・P C R 検査は下記①、②の場合について継続 ①医療機関、高齢者施設、障害者施設における感染者発生時 ②ゲノム解析に必要なウイルス量の確保 ・ゲノム解析は継続
		検査機器の整備	サーベイランスに必要な機器の整備（県衛生研究所）	上記P C R 検査・ゲノム解析に係る機器の整備については継続
ワ ク チ ン 接 種	公費負担（ワクチン接種）	全額公費による負担（自己負担なし）	継続（2024年3月末まで）	
	【県独自事業】 医療機関への支援（巡回接種）	小児への個別接種や障害児入所施設・高齢福祉施設等への巡回接種を行う医療機関への財政支援 施設巡回接種1千円/回 在宅訪問接種10千円/回 等	継続	
	医療機関への支援（接種の加速化）	一定回数以上の接種を行う医療機関への財政支援 週100回以上接種 2千円/回 等	継続 (補助事業の実施主体が県から市町村に変更)	
	副反応への相談体制	ワクチン副反応対応相談窓口（11医療機関）の設置	継続	
	【県独自事業】 ワクチン副反応等見舞金	医療費の自己負担分の1/2を支給	継続	
	ノババックスワクチン接種センター	県内2か所で実施	継続	
	新型コロナワクチン小児接種センター	県内2か所で実施	継続	
【県独自事業】 ワクチン大規模集団接種会場	3月末まで5か所で実施	—（3月末で終了）		

事 項		愛 知 県 の 施 策 内 容	
		5 類移行前（～5 / 7）	5 類移行後（5 / 8～）
福祉・保育サービスの提供体制等	障害福祉サービスの継続支援	障害福祉サービス事業所等に対する消毒費用等への財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討
	介護サービスの継続支援	介護サービス事業所等に対する消毒費用等への財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討
	児童養護施設等の業務継続のための支援	児童養護施設等に対して、マスク等衛生用品購入費及び業務継続のためのかかり増し経費等への財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討
	保育サービス事業所等における感染症対策支援	感染者が発生した保育サービス事業所等の消毒費用や感染症対策のための改修等に対する財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討
	保育所等における感染症対策支援	衛生用品の購入や消毒等に係るかかり増し経費への財政支援	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討
		保育施設を行うトイレの乾式化等の改修に対する財政支援	継続
【県独自事業】 保護者が感染し、家庭養育困難となった濃厚接触児の保護	県内の児童相談センターで実施	終了 (濃厚接触児に特化した対応が不要となるため)	
保健所支援	潜在保健師等の雇用	感染拡大時に備え、名簿登録：57名（2023年2月末現在） (参考) 市町村保健師の応援 第7波：2022年7月25日～9月30日(68日間) 延べ300人/日	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討
事業者向け認証制度	飲食店の第三者認証制度	飲食店の第三者認証制度「ニューあいちスタンダード」 (通称：あいちスタ) の実施（2023年3月末現在 30,794件）	終了 ⇒ 新制度「ニューあいちスタンダード宣言店（通称：『あいちスタ』宣言店）」（自己認証制度）の実施
	【県独自事業】 「安全・安心宣言施設」 PRステッカー・ポスター	全業種対象の自己認証制度（2023年3月末現在 67,780件）	終了 (事業目的を達成)
広報・PR	【県独自事業】 刈谷ハイウェイオアシス観覧車 ライトアップ	3月末まで感染状況に応じたライトアップを実施	終了 (事業目的を達成)
	【県独自事業】 LINEによる情報発信	LINE公式アカウントによる情報提供・関連サイトへの案内	継続
その他	感染防止対策のお願い	新型インフルエンザ等対策特別措置法（基本的対処方針）に基づく、県民・事業者への要請	終了 ただし感染状況等により今後も適宜呼びかけを実施
	愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置 必要に応じて本部会議を開催	県要綱に基づき設置 必要に応じて本部会議を開催